

静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第8号

静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第7条第1項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期を定めた採用)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、<u>第4条、第5条、第6条第2項並びに</u>第7条第1項及び第2項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項、警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>職員の任期を定めた採用</u>)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2条の2 <u>任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(1) <u>一定の期間内に終了することが見込まれる業務</u></p> <p>(2) <u>一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</u></p> <p>2 <u>任命権者は、法律により任期を定めて任用</u></p>

される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第2条の3 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認

(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第16条に規定する介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の更新)

第3条 任命権者は、法第7条第1項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(給与条例等の適用除外等)

第5条 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第7条から第10条まで、第10条の5 及び第21条の規定、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条、第6条、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の4の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）第5条、第6条、第8条から第11条まで、第11条の9 及び第21条の規定

(任期の特例)

第2条の4 法第6条第2項の条例で定める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、これらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第3条 任命権者は、法第7条第1項又は第2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 (略)

2～4 (略)

(給与条例等の適用除外等)

第5条 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第7条から第9条まで 及び第10条の5の規定、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条、第6条、第8条から第10条まで、第11条の4及び第23条の4の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）第5条、第6条、第8条から第10条まで 及び第11条の9の規定は、特定任期付職員には適用

は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

- 3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第

しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

- 3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項第1号アの規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職

21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、教職員給与条例第22条第2項第1号ア中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、警察職員給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第5条の2 給与条例第8条の2、第9条、第12条の4及び第12条の5の規定、教職員給与条例第10条、第13条の4及び第13条の5の規定並びに警察職員給与条例第9条の2及び第10条の規定は、第2条の3の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である短時間勤務職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定

の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p><u>給与条例第5条第1項、教職員給与条例第6条第1項及び警察職員給与条例第6条第1項</u></p>	<p><u>決定する</u></p>	<p><u>決定するものとし、その者の給料月額</u>は、その者の受ける号給に応じた額に、<u>勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u>（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p><u>給与条例第5条第2項及び第4項、教職員給与条例第6条第2項及び第4項並びに警察職員給与条例第6条第2項及び第4項</u></p>	<p><u>決定する</u></p>	<p><u>決定するものとし、その者の給料月額</u>は、その者の受ける号給に応じた額に、<u>算出率</u>を乗じて得た額とする</p>
<p><u>給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項</u></p>	<p><u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p>	<p><u>静岡県一般職の任期付職員</u>の採用等に関する条例（平</p>

	<p>及び警察職員 給与条例第11 条の2第3項</p>		<p>成15年静岡県 条例第20号。 以下「任期付 職員条例」と いう。)第5条 の2第1項に 規定する任期 付短時間勤務 職員（以下 「任期付短時 間勤務職員」 という。）</p>
	<p>給与条例第14 条第1項、教 職員給与条例 第15条第1項 及び警察職員 給与条例第14 条第1項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。た だし、任期付 短時間勤務職 員が、第1号 に掲げる勤務 で正規の勤務 時間を超えて したもののう ち、その勤務 の時間とその 勤務をした日 における正規 の勤務時間と の合計が7時 間45分に達す るまでの間の 勤務にあつて は、同項に規 定する勤務1 時間当たりの 給与額に100分 の100（その勤 務が午後10時 から翌日の午</p>

		<p>前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする</p>
<p>給与条例第14条第5項、教職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第14条第5項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第5条の2第2項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時まで</p>

		の間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
教職員給与条例第23条の2第1項及び第23条の3第1項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

3 任期付短時間勤務職員に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	給料月額	給料月額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
第6条第1項	職員の勤務時間、	勤務時間条例

休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）

4 任期付短時間勤務職員に対する静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の見出し及び同条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第5条の2第1項に規定する任期付短時間勤務職員

第6条 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条から第6条まで、第6条の3、第9条から第11条まで及び第14条の規定並びに静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準

第6条 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条から第6条まで、第6条の3及び第9条から第11条までの規定並びに静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する

に関する条例（平成14年静岡県条例第47号。以下「がんセンター事業職員給与条例」という。）第4条から第7条まで、第9条、第13条から第15条まで及び第19条の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）には適用しない。

2・3 （略）

（人事委員会規則への委任）

第7条 （略）

附 則

2 当分の間、第4条第1項の規定の適用については、同項の給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額とする。

条例（平成14年静岡県条例第47号。以下「がんセンター事業職員給与条例」という。）第4条から第7条まで、第9条及び第13条から第15条までの規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）には適用しない。

2・3 （略）

第6条の2 企業職員給与条例第5条、第6条及び第15条の規定並びにがんセンター事業職員給与条例第6条、第7条及び第20条の規定は、第2条の3の規定により任期を定めて採用された企業職員である短時間勤務職員には適用しない。

（人事委員会規則への委任）

第7条 （略）

附 則

2 当分の間、第4条第1項の規定の適用については、同項の給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>（育児短時間勤務職員についての静岡県一般</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(5) （略）</u></p> <p>（育児短時間勤務職員についての静岡県一般</p>

職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員についての静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第23条 任期付短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

給与条例第5条第1項、教職員給与条例第6条第1項及び警察職員給与条例第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
--	------	---

職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員についての静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第23条 給与条例第8条の2、第9条、第12条の4及び第12条の5の規定、教職員給与条例第10条、第13条の4及び第13条の5の規定並びに警察職員給与条例第9条の2及び第10条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

<p>給与条例第5条第2項及び第4項、教職員給与条例第6条第2項及び第4項並びに警察職員給与条例第6条第2項及び第4項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項</p>	<p>定年前再任用短時間勤務職員</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</p>
<p>給与条例第14条第1項、教職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第14条第1項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時</p>

		<p>間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする</p>
<p>給与条例第14条第5項、教職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第14条第5項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第23条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合に於ては、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の</p>

		午前5時までの間である場合は、100分の175) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額とする
給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第3項及び警察職員給与条例第19条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
教職員給与条例第23条の2第1項及び第23条の3第1項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

2 任期付短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

給与条例第5条第1項、教職員給与条例第6条第1項及び警察職員給与条例第6	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に
--------------------------------------	------	-------------------------------

	<p><u>条第1項</u></p>	<p><u>応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</u></p>
	<p><u>給与条例第5条第2項及び第4項、教職員給与条例第6条第2項及び第4項並びに警察職員給与条例第6条第2項及び第4項</u></p>	<p><u>決定する</u></p> <p><u>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</u></p>
	<p><u>給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項</u></p>	<p><u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p><u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」とい</u></p>

		う。)
給与条例第14条第1項、教職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第14条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
給与条例第14条第5項、教職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第14	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第23条第2項の規定により読み替え

	<p>条第5項</p>	<p>られた第1項 ただし書に規 定する7時間 45分に達する までの間の勤 務に係る時間 である場合に あつては、第 17条第2項に 規定する勤務 1時間当たり の給与額に100 分の150（その 時間が午後10 時から翌日の 午前5時まで の間である場 合は、100分の 175）から100 分の100（その 時間が午後10 時から翌日の 午前5時まで の間である場 合は、100分の 125）を減じた 割合を乗じて 得た額とする</p>
<p>2 任期付短時間勤務職員についての義務教育諸学校等の給与等の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同</p>	<p>教職員給与条 例第23条の2 第1項及び第 23条の3第1 項</p>	<p>定年前再 任用短時 間勤務職 員 任期付短時間 勤務職員</p>
	<p>3 任期付短時間勤務職員についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄</p>	

条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第24条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 部分休業(法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を除く。)

ア 第2条第4号イの非常勤職員

イ (略)

に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

4 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第24条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 部分休業(法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を除く。)

ア 第2条第5号イの非常勤職員

イ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例の廃止)

2 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和元年静岡県条例第3号)は、廃止する。

(静岡県がんセンター局の一般職の任期付職員の採用に関する条例の廃止)

3 静岡県がんセンター局の一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和3年静岡県条例第27号)は、廃止する。

(静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例及び静岡県がんセンター局の一般職の任期付職員の採用に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条又は前項の規定による廃止前の静岡県がんセンター局の一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「旧任期付職員」という。)である者は、この条例の施行の日に、第1条の規定による改正後の静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規定により任期を定めて採用されたものとみなす。この場合において、当該任期を定めて採用されたものとみなされる者の任期は、同日における旧任期付職員としての任期の残任期間と同一の期

間とする。